

第四十二條 前二條ニ依リテ交際ノ程度決定シタル

トキハ役員若干名本人ノ住所ニ到リ叮嚀ニ挨拶シテ交際ノ信義ヲ盡スヘキモノトス
前項ノ場合ニ於テ事務ノ整理上必要アルトキハ本人ニ対シ受領ノ証明ヲ求ムルコトアルハシ

第五章 會計

第四十三條 本交際部ノ資金ハ左ノ通りトス

- 一 加盟者ノ醸出スル交際費
- 二 別子鑛業所ノ補助金
- 三 篤志者ノ寄附金

第四十四條 加盟者ハ交際費トシテ毎月五十歳ヲ醸出スルモノトス

交際費ノ徵收ハ別子鑛業所經理課ニ依頼ス

シテ毎月賃金ノ中ヨリ差引扣除スルモノトス
已ニ納メタル交際費ハ如何ナル理由ニ依ルトモ返戻ス

第四十五條 左ノ場合ニ其ノ月ノ交際費ヲ免除ス

- 一 一ヶ月ノ實收賃金五円未満ノトキ
- 二 傷病ノ為メニ週間以上休業シ直ニ其旨ヲ申出テタルモノ
- 三 死亡又ハ退山スルトキ

別子鑛業所引去金ノ為メ受取金ナキトキ
前項第二號ノ期間ノ計算ニハ傷病ノタメ休業シタルモノ一旦就業シ其後十日以内ニ再ヒ全一原因ニ依リテ就業スルコト能ハサルニ至リタルトキハ前後ヲ通算ス